

生駒市生涯学習施設指定管理者候補者審査結果報告書

令和7年11月14日

生駒市生涯学習施設指定管理者候補者選定に係る
生駒市プロポーザル審査委員会

はじめに

生駒市生涯学習施設（たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、生駒市図書会館、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンターI S T A はばたき、芸術会館美楽来、生駒市コミュニティセンター※R8年4月から）については、民間事業者の指定管理者による管理運営を行っている。

本施設の管理運営に当たっては、利用者へのサービスの向上と効率的かつ効果的な管理運営を行うことや、市民の芸術文化の向上と福祉の増進等を図るため、引き続き地方自治法に基づく指定管理者による管理運営を行うこととなった。

指定管理者の募集に当たっては、民間事業者等のノウハウや創意工夫あるアイデアを有効に活用するため、公募型プロポーザルを実施することとした。

本委員会は、審査過程の透明性・公平性を確保するとともに、客観的な審査を通じて実現可能性の高い優れた提案及び指定管理者候補者を選定するため、令和7年7月7日に設置された。

そして、同年7月28日から10月3日までの募集の結果、3団体から応募があったことから、この度、当該3団体から提出された事業計画案について、委員会として指定管理者候補者の審査、選定を行ったので、その結果を下記のとおり報告する。

記

1 指定管理者候補者に選定した者

- (1) 名称 いこま学びの輪パートナーズ
- (2) (代表団体) 株式会社ザイマックス関西
所在地 大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号
代表者 代表取締役 東浦 定宏
- (3) (構成団体) 株式会社日比谷花壇
所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
代表者 代表取締役社長 宮島 浩彰

2 応募の状況

- (1) 応募者 3団体
- (2) 提案内容等の概要
別紙「生駒市生涯学習施設指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要」のとおり

3 選定方法等

「生駒市生涯学習施設指定管理者募集要項」に定める審査基準に基づき、応募者に審査を実施した上で、総合的な評価により選定を行った。

(1) 選定の手順

① 応募書類の確認 事務局

募集要項に示した応募に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備が確認された場合において、指示する期間内に補正等がなされないとときは失格とする。

② 応募資格等の確認

ア 応募資格

応募時点において、提案要領に示した応募資格を有しない者は失格とする。

(応募資格)

生涯学習施設の管理運営を行う能力を有する近畿圏内に拠点となる事業所（本店所在地の場所は不問とする。グループで応募する場合はグループの構成員のいずれかが該当すること。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次の要件を満たすものとする（個人での応募はできないものとする。）。

- ① 申請書類提出時において、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われているものないこと。
- ⑤ 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体
 - オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体
- ⑥ 生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第16条に規定する法人等でないこと。

イ 指定管理料上限額の超過

本業務に係る指定管理料について、募集要項に示した上限額（2,335,000,000円）を超える

る提案がなされた場合は、失格とする。

ウ その他の形式的要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- A 指定管理者募集対象施設（7施設）を一括管理せず、一部の生涯学習施設のみの応募をした場合（例えば、たけまるホールのみの応募など）
- B 生涯学習施設の設置目的を達成するための事業に関する自主事業の提案がない場合
- C グループを構成して提案を行う場合において、別に単独で応募した場合又は他の複数のグループの構成員となった場合
- D 本件に関し生駒市プロポーザル審査委員会委員への接触の事実が認められた場合
- E 応募書類に虚偽の記載があった場合

(2) 1次審査（書面審査） 審査委員会

1次審査（書面審査）については、提出された応募書類により書面審査を行う。審査基準については、後述の審査基準に基づき審査を行う。ただし、応募団体が5団体以下である場合は、1次審査を省略するものとする。

(3) 2次審査（プレゼンテーション） 審査委員会

1次審査通過者を対象に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。

① プrezentationの方法

プレゼンテーションは、以下の方法を標準として実施する。

プレゼンテーション時間	1団体当たりの時間は、45分とする。 ・応募者による説明 25分以内 ・質疑応答 15分程度 ・準備及び片付 5分
説明内容	提出された応募書類（事業計画書等）に沿った説明を求める。
追加資料	パソコンを用いた説明を行う場合は、その内容を印刷して配布することは可能とするが、それ以外の追加資料は認めない。
参加者	1団体につき概ね5名とする。

② 評価項目及び配点

募集要項に示した下記の「審査基準」によるものとする。

評価項目		配点	
管理運営方針	施設の管理運営に関する基本方針	25	25
管理運営業務	組織・人員体制	20	100
	維持管理全般にわたる基本方針	25	
	安全管理及び危機管理	25	
	利用料金	10	
	施設利用者を増加させる方法	10	
	環境配慮への取組、地域貢献等	10	
自主事業の取組	施設の設置目的を達成するための事業（文化芸術振興事業、適正な利用料金、自動販売機の設置等）	25	60
	施設の設置目的を達成するための事業（地域交流拠点としての複合型コミュニティ交流の場、地域人材による事業の積極的提案等）	25	
	施設利用者に対する新しいサービスの提供及びその他応募者が任意に提案する事業	10	

団体の安定性	団体の財政状況・経営状況	15	25
	類似施設の管理運営実績	10	
収支計画	収支計画	10	40
	経費の縮減	20	
	施設管理運営経費総額を上回る収入があった場合の市と指定管理者との配分	10	
合 計		250	

③ 審査委員会による評価

審査委員会は、上記「審査基準」に掲げる評価項目ごとに、同審査基準に定める評価の視点に基づき、評価を行うものとする。

(評価の特例)

- 評価項目「団体の安定性」の「団体の財政状況・経営状況について」は、専門知識を有する者が評価を行うものとする。
- 評価項目「収支計画」の「経費の縮減について」及び「施設管理運営経費総額を上回る収入があった場合の市と指定管理者との配分について」は、応募者の提案内容に基づき、事務局で評価を行うものとする。

(4) 指定管理者候補者の選定

第2次審査の得点が最も高い応募者を指定管理者候補者に、次順位の応募者を次点候補者として選定する。

ただし、評価が上位である場合であっても、個別の評価項目において著しく低い評価となつた場合は、指定管理者候補者として選定しないことができる。また、審査委員会が一定の評価に達した団体がないと判断する場合は、適格者なしとすることができる。

なお、指定管理者候補者の選定については、指定管理者としての正式な指定を前提とした業務内容等の交渉の第一優先交渉権を付与するものであり、一定期間内に合意に至らなかつた場合は、次点候補者に交渉権が移行するものとする。

4 審査委員会の会議の公開等

① 会議等の非公開

審査委員会の会議及び委員名は非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を審査するものであり、会議を公開した場合、委員への干渉や応募団体の技術、信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委員名と併せて原則として非公開とする。

② 審査の結果及び経緯

審査結果、得点（評価項目ごとの得点及び合計得点。）、選定理由及び選定の経緯（会議での主な意見、講評等）は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

指定管理者候補者及び次点候補者として選定した団体以外は、名称を公表しない（他の団体はアルファベット表記とする。）

5 選定までの経緯

(1) 募集要項等の公表 令和7年7月28日（月）から10月3日（金）

(2) 応募の締切日 令和7年10月3日（金）

- － 応募者数 3団体

- (3) 審査委員会の開催 令和7年10月29日（水）
- － 2次審査（プレゼンテーション）
 - － 指定管理者候補者を選定

6 選定の結果

(1) 形式的要件等の確認

応募者について、募集要項に定める応募資格を具備し、申請書類の不備、指定管理料の超過等の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 1次審査の省略及び2次審査の結果

1次審査については、応募者が5団体以下であったことから省略し、2次審査を行った。

プロポーザル審査委員会による審査結果は、下記のとおりである。

指定管理者候補者として、いこま学びの輪パートナーズを選定し、次点候補者として、アクティオ株式会社を選定することとする。

評価項目		配点	得点		
			いこま学びの輪パートナーズ	アクティオ株式会社	A社
基本方針	施設の管理運営に関する基本方針	25	21.7	18.3	15.8
管理運営業務	組織・人員体制	20	16.7	14	12.7
	維持管理全般にわたる基本方針	25	19.2	15.8	15
	安全管理及び危機管理	25	20	16.7	15.8
	利用料金	10	8	6	6.3
	施設利用者を増加させる方法	10	8	7	6.3
	環境配慮への取組、地域貢献等	10	8.3	6.3	5.3
自主事業の取組	施設の設置目的を達成するための事業（文化芸術振興事業等）	25	21.7	18.3	15.8
	施設の設置目的を達成するための事業（地域交流拠点としての交流の場等）	25	22.5	20	12.5
	施設利用者に対する新しいサービスの提供及びその他任意提案事業	10	8.3	7	6
団体の安定性	団体の財政状況・経営状況	15	9	12	9
	類似施設の管理運営実績	10	8.3	9.7	6
収支計画	収支計画	10	7	6.7	6
	経費の縮減	20	4	4	4

	施設管理運営経費総額を上回る収入があった場合の市と指定管理者との配分	10	6	6	6
合計		250	188.7	167.8	142.7

(3) 選定理由

- ・代表企業、構成企業とともに指定管理、包括管理、PFI事業等数多くの管理運営実績があり、安定した施設管理運営が期待できること。
- ・本市の地域性を踏まえた市民協働型の運営を志向しており、地域とのつながりを重視した柔軟で持続可能な施設運営が期待できること。
- ・運営体制において、本部による全面的なサポート体制、責任全般の明確化、地域との連携強化等詳細な提案がされていること。
- ・配置人員において、利用受付を全職員が習得し、状況やニーズに合わせ、弾力的な運営の実施の提案がされていること。
- ・勤務体制について、たけまるホールに総括館長と企画広報担当者（地域連携担当）リーダーの配置による全体の指揮指導の提案や、生駒駅周辺4施設は特に連携を図ることで柔軟な対応の提案がされていること。
- ・人材育成のための研修が、教養・専門研修、フォローアップ研修ともに充実し、高いスキルと心構えの養成する提案がされていること。
- ・維持管理業務において、体制は本社の統括責任者が全体の統括を行い、業務は現行の仕様書から一部仕様の追加変更等、具体的な提案と共に施設を守る5の方針（安全・安心・快適性、予防保全、情報共有、迅速な対応、管理品質の向上）の方針が提案されていること。
- ・安全管理及び危機管理について、施設の安心・安全を守るためのマニュアルの策定と運用、緊急時に利用者を安全に避難させるための対応体制作り、個人情報管理責任・個人情報監査責任者の配置、研修の実施等詳細な提案がされていること。
- ・利用料金について、市民サービス向上と持続可能な運営を両立しながら、利用増加を促す料金戦略を講じた提案がされていること。
- ・施設利用者を増加させる方法として、市民活動の拠点となるような居心地の良い空間づくり・窓口におけるサービスの向上等細やかな取り組みや、情報が幅広く伝わるよう属性に応じて多角的にアプローチし、利用者層の拡大につながる提案がされていること。
- ・生涯学習施設が学びの場としてだけでなく、人とつながり、生きがいを見つけられるような文化芸術活動、地域交流、生涯学習活動の振興等、施設の設置目的を達成する提案がされていること。
- ・市民活動サポート事業や地域連携担当者の配置による市民活動を始めやすい環境の整備等、施設利用者に対する新しいサービスの提案がされていること。
- ・使用電力の見える化や冬季の電力ピークカットにより、無駄な電力の特定及び設備運用方法見直しの提案がされていること。
- ・指定管理料、利用料金収入、サービス提供収入で運営できるよう計画し、収入が支出を上回った場合には、配分割合50%を市に納入する提案がされていること。

以上の点から、本施設の管理運営についてより積極的な姿勢が見られる点を高く評価し、いこま学びの輪パートナーズを指定管理者候補者に選定したものである。

[資料]

生駒市生涯学習施設指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要